

国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

持続可能な社会保障制度の確立、わが国の成長力強化に資する税制の抜本的改革への対応、行財政改革の徹底・道州制の推進、地方幹線道路等の早期整備と中枢空港・港湾の整備、少子化対策の推進等、日本の国力を再生し、将来への道筋をつける重要な政策課題について、現場に立脚した活動を通じて、中小企業や地域の声をタイムリーに集約し、小委員会等において、財源のあり方など、従来から一歩踏み込んだ議論を行い、提言・要望を取りまとめる。そのうえで、全国商工会議所と連携しつつ、取りまとめた提言・要望を、政府・国会をはじめとする要路に提出し、その実現を図る。

1. 持続可能な社会保障制度の確立(P6)

政策委員会において、国民生活委員会、社会保障小委員会、税制小委員会と相互に連携しつつ、抜本的見直しを含めた基礎年金改革のあり方、医療および介護保険制度のあり方等について、給付と負担および財源のあり方も含め、調査・研究を行い、平成20年9月に、平成37年を目標とした長期的な視点での持続可能な社会保障制度の構築について、総合的な提言をとりまとめる。
 社会保障小委員会および税制小委員会での議論を最終的に政策委員会の提言・要望に反映させる。

2. わが国の成長力強化に資する税制の抜本的改革への対応(P7)

消費税等を含む税体系の抜本的改革の動きに対し、政策委員会・社会保障小委員会・行財政改革小委員会や税制小委員会等を中心に多方面から検討を進め、要望を取りまとめる。特に中小企業の活力強化にとって望ましい税制の実現に向けて検討を行う。
 政府・政党・国会議員など関係先に要望を提出し、全国の商工会議所と連携しながら、陳情活動を行う。

3. 行財政改革の徹底・道州制の推進(P8)

「地域活性化に資する真の地方分権の実現」や「民間活力を有効活用した効率的な行財政システムの構築」等のために必要な行財政改革(地方分権、公務員改革、規制改革、民間開放の実践的手法等)および道州制のあり方(新しい国・地方の政府像、区割りや移行プロセス、権限・財源・職員の地方への移譲等)について、政策委員会において、行財政改革特別委員会および行財政改革小委員会と連携しつつ、調査・研究を行い、平成20年度内に提言を取りまとめる。
 平成20年9月までの行財政改革小委員会での議論を政策委員会での議論につなげる。
 なお、行財政改革小委員会やその後の政策委員会における道州制のあり方の議論については、単に区割りの議論のみ焦点をあてることとはせず、地方支分部局の統廃合のあり方や、道州制に向けての権限・財源・職員の地方への移譲のあり方など各論について検討を行い、最終的に反映させる。

4. 地方幹線道路等の早期整備と中枢空港・港湾の整備(P9)

道路特定財源制度が平成21年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行いつつ、地方幹線道路等の必要と判断される道路については、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。
 新たな整備計画の策定にあたっては、最新の需要予測のデータ等に基づき策定することは当然であるが、その際、費用対便益だけでなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の波及効果等の外部効果も重要視すべきである。
 中枢空港・港湾の整備に関しては、社会資本整備重点計画の実現状況を把握しつつ必要に応じて要望活動を行う。
 以上を実現するために、全国の商工会議所と連携しながら、検討・要望・陳情活動を行う。

(その他)

- 少子化対策の推進(P10)
- 地域における教育再生の推進(P11)
- 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策の実現(P12)
- 経済法規改正への対応(P14)
- 中小企業における適正な取引の推進(P15)
- 外国人労働者の受け入れのあり方(P17)



中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

商工会議所において、中小企業の底上げと活性化を図るため、小規模事業者対策の法律・政策体系の検証や、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方等の検討を行う。

また、従来の経営改善普及事業、創業塾・経営革新塾事業に加え、平成20年度に創設された、既存の中小企業支援機関が有機的に連携し、様々な支援メニューをコーディネートする地域力連携拠点事業において、商工会議所のこれまでの支援実績やネットワークの強みを最大限に活用して他機関とは差別化された支援を行う。

このほか、中小企業における事業承継税制の拡充、中小企業金融の円滑化、企業再生・事業継続・倒産防止対策等に総合的に取り組むことで、中小企業の生産性向上をはじめ、多様化した中小企業等のニーズにきめ細かく対応し、支援する。

1. 経営改善普及事業等商工会議所が行う中小企業・小規模事業者支援事業の強化(P20)

小規模事業者対策の法律・政策体系の現状を検証し、経営改善普及事業等の意義や経営指導員のあり方等について検討する。
 経営改善普及事業等や経営指導員の仕事に対する適正な評価方法等について検討するとともに、各種事業と連携しつつ、商工会議所の経営指導力の強化を図る。

2. 創業塾・経営革新塾の実施による中小企業・小規模事業者支援の強化(P22)

地域力連携拠点事業、事業承継支援センター事業等と連携しつつ、本事業の効果的な実施を図り、創業・経営革新を促進する。

1年目(平成20年度): 創業塾受講者の開業数200件、経営革新承認件数1,500件
 2年目、3年目: 開業率アップ(2年間で創業塾受講者の開業数1,000件)、経営革新承認件数の増加(3年間合計で6,000件)、廃業率低下、会議所の会員増強

3. 地域力連携拠点事業による中小企業・小規模事業者支援の強化(P23)

地域力連携拠点事業の効果的な実施を図るとともに、商工会議所のこれまでの経営指導実績やネットワークを活かし、実績面において他機関との差別化を図り、支援を強化する。



長野商工会議所内に設置された地域力連携拠点

4. 中小企業における事業承継税制の拡充(P24)

中小企業の事業承継の円滑化の観点から、事業承継税制のさらなる拡充の実現に向けて検討を進め、要望をとりまとめる。要望策定後、政府・政党・国会議員など関係先に要望を提出し、陳情活動を行う。

5. 中小企業金融の円滑化(P25)

中小企業の生命線である金融の円滑化・多様化や事業再生の観点から、過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資の推進や、信用金庫・信用組合といった協同組織金融機関のあり方について検討し、地域金融の円滑化を図る。

6. 企業再生・事業継続・倒産防止対策の強化(P26)

地域金融機関は不良債権処理から体力を消耗しており、企業再生・地域再生が進展しない事態を回避することが不可欠である。そのため環境整備と強化策として、倒産防止共済制度改正の要望活動やBCP(事業継続計画)の普及、再生支援協議会・再チャレンジ・経営安定特別相談室との連携を強化する。

急速に進む国際化・グローバル化への対応

商工会議所において、これまで以上に海外の商工会議所とのネットワークや国内の他の中小企業支援機関との連携を強化し、ビジネスに役立つ国内外の情報の収集・提供、国際間の経済交流の活発化、原産地証明書の円滑な発給等により、個々の企業の国際ビジネスをサポートする。また、地域発のジャパンプランドの創出や観光産業振興など魅力ある地域づくりの支援に努め、日本の国際的な存在感を高める。

1. 中小企業の国際化支援(P28)

中小企業の国際化、とりわけ国際ビジネスの推進を図るために、何が問題であり何が必要であるのか、中小企業の実態に即したニーズ等の調査・研究を行い、適宜、提言・要望を行うとともに、実行できるものから順次取り組む。

他の中小企業支援機関(JETRO(日本貿易振興機構)、中小企業基盤整備機構等)との連携を強化し、各機関が実施する支援策の活用を促進するとともに、中小企業のニーズを反映した支援策となるよう、必要に応じて拡充を働きかける。

2. 原産地証明書の円滑な発給体制の整備(P30)

特定原産地証明の円滑な発給と利用者の利便性向上を図るため、発給事務の簡素化等の抜本的な見直しを進める。

発給件数増加等の収入強化策やシステム効率化等の支出抑制策等を実施するとともに、必要に応じ、政府に対する予算要望等を行い、財政面でも安定した持続可能な制度を構築する。

非特惠原産地証明については、各地における発給実態や課題等を整理し、全国統一的なマニュアルを作成する等、円滑かつ信頼性の高い発給体制を整備する。

ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

中小企業の活力強化には、現在、大企業に比べて遅れがちになっているIT(情報技術)を効果的に活用することが必要とされており、これにより、単に生産性の向上を図ることにとどまらず、中小企業が本来持っているダイナミズムとバイタリティーを存分に発揮し、イノベーションの促進につながることを期待されている。

このため、商工会議所において、ユーザーである中小企業等にとって使い勝手のよい電子政府・電子自治体の仕組みとなるよう、必要に応じ提言・要望活動を行う一方で、ITに関する中小企業の経営者向け研修会の開催等を通じて、情報通信技術の効果的な活用を支援し、中小企業の生産性向上と電子政府・電子自治体への対応を促進する。

1. 電子証明書の利用促進を通じた電子政府・電子自治体の普及支援(P32)

国や地方自治体が進める電子入札や電子申告等に取り組もうとする中小企業や行政書士、弁理士等を支援するため、各地商工会議所で電子認証や情報セキュリティ等に関するセミナー・操作講習会を開催し、入札や申告等の際に必要となる日商発行の電子証明書の取得促進を図る。

省庁間のシステムがワンストップ化され、ユーザーである中小企業者等にとって使い勝手のよい電子政府・電子自治体の仕組みとなるよう、必要に応じ提言・要望活動を行う。

2. 「IT経営応援隊事業」等を通じた中小企業のIT化支援(P33)

中小企業向け経営者研修会等の実施

経済産業省の公募事業に採択されたIT経営応援隊事業において、中小企業向け経営者研修会、中小企業IT経営力大賞等を実施する。特に小規模事業者向けの経営者研修会については、小規模事業経営者にIT経営の必要性について“気づき”を持たせることを主眼とする。

中小企業向けIT研修メニューの共有化

各地商工会議所が実施すべきIT研修事業等に関する補助金については、各経済産業局、地方自治体単位で提案公募の方式が増加しているため、中小企業の業種や企業規模、IT化浸透度等に応じた研修会の標準カリキュラム等を作成して、各地商工会議所に提供し、採択・実施に資する。

税制・金融支援策の検討

地方自治体や民間金融機関等と連携したIT支援に関する制度融資等について研究する。また、IT投資促進税制やリース補てん等の既存の制度の拡充、新規施策の要望事項について検討する。

3. ITを利用・活用した会員サービス事業等の研究(P34)

中小企業および商工会議所を取り巻くIT環境等の変化を踏まえ、ITを利用・活用した会員サービス事業の創設や、商工会議所自身のPR(ブランドアップ)、商工会議所の組織や職員等のIT活用の方策等について研究する。

主な項目として、地域のIT支援者(中小企業診断士、ITコーディネータ、地域ITベンダー等)との連携、商工会議所のIT活用度チェックリストの作成、ホームページを通じた広報PR、オンラインによる会員企業照会の仕組みづくり等について検討する。



経営者等を対象とした「IT経営気づき研修会」

中小企業の人材育成・確保

政府では、「成長力底上げ戦略」の一環として、平成20年度から、職業能力形成支援から能力評価・証明、就労支援までを一貫して行い、5年間で100万人の利用者を目指す「ジョブ・カード制度」をスタートさせている。

日本商工会議所においては、「中央ジョブ・カードセンター」を担うなど、各地商工会議所とともに、この「ジョブ・カード制度」の普及推進を図る。また、本制度と併せ、これまで商工会議所が実施してきた検定を核とした産業人材育成・確保事業のさらなる普及、およびグローバルな時代にマッチした大学等との産学連携事業の拡充・推進を通じて、地域中小企業における人材育成・確保を支援する。

1. ジョブ・カード制度の普及に向けた積極的な推進(P36)

公的に認証されるジョブ・カードは、職務経歴や教育訓練経歴に加え、商工会議所の検定資格等の履歴情報がまとめて記載されることから、求職者の職業能力や適性が客観的に判断でき、雇用のミスマッチの回避が期待される。

また、職務経験の乏しい求職者に企業実習等を兼ねた職業訓練を行うことで、求人企業は広く即戦力となる人材を確保できる。このため、日商と各地商工会議所は、検定事業をはじめとする中小企業の人材育成・確保事業との連携により、本制度の普及に向けた積極的な推進を図る。

1年目(平成20年度):全国の商工会議所との連携の下、当初約1年間で約2,000の協力事業所の開拓、または1万人程度の訓練参加者を目指す(1事業所当たり5人程度の訓練参加者を想定)。

2年目、3年目:引き続き、2年間で約8,000の協力事業所の開拓、または4万人程度の訓練参加者を目指す。



京都府地域ジョブ・カードセンター

2. 検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進のための「検定拡充5%運動」の展開および商工会議所の全所的な取り組み体制の再構築(P38)

検定を核とした産業人材育成・確保事業のさらなる拡充を図る観点から、すべての商工会議所が毎年5%の検定受験者増に向けて取り組み、5年後に年間受験者数100万人(3年間累計約255万人)を目指す「検定拡充5%運動」を展開する、そのための全所的な取り組みを図ることとする。

具体的には、商工会議所の全会員企業に対し検定資格の活用等を促進していくとともに、産業人材育成・確保事業の効率的かつ効果的な実施のため、商工会議所内の連携が十分確保されるよう事務局体制を再構築する。

検定拡充による事業収入の増加を通じて商工会議所の財政基盤の強化を図り、それをベースに地域中小企業の振興に資する諸事業を一層拡充し、地域活性化につなげていく。

3. 大学等との産学連携事業の拡充(P40)

首都圏の大学等との包括協定に基づき、地方人材の育成・強化、地元での就職の促進などを目指した産学連携事業を推進により、地域振興はもとより、グローバルな時代における国際的な産業人材育成支援・中小企業国際化支援等を目指し、大学等との産学連携事業の拡充と一層の推進を図る。

地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

地域活性化を図るためには、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、産業観光等の新しい切り口による観光振興への取り組みや、地域資源を活かした地域ブランドづくりが必要である。

このため、中心市街地活性化法を活用する地域や多様なまちづくりに取り組む地域等、各々のニーズに合わせたきめ細かな各種支援(協議会の設置や、大型店等と地域商業等との共生のための協議の場づくり等への支援)を行う。また、個性的な観光、インバウンド観光、広域観光などの振興のため、「全国商工会議所観光振興大会」を開催するほか、「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」や人材育成を実施する。さらに、海外市場を目指す「JAPANブランド事業」や農商工連携を含む「地域資源∞全国展開プロジェクト」を実施するほか、関連サイトの充実による地域振興情報の発信や人材育成を強化する。

1. 中心市街地活性化等に対する支援(P42)

中心市街地活性化法スキームの活用を基本としつつも、「中心市街地活性化法のスキームを活用せずにまちづくりを推進しようとする地域」など、地域により、まちづくりへの取り組みの目的・手法が異なる状況や多様性を踏まえて、各々のニーズに応じたきめ細かな支援を行う。

平成20年度は、「協議会の設置予定がある」かつ「旧基本計画がある」と回答した41地域を最優先地域として、早期に協議会が設置されるよう支援する。また、各地のまちづくり状況を定点調査しつつ、平成22年度までに、合計224地域の協議会設置を目指す。あわせて、多様なまちづくりに取り組む地域についても、そのニーズに応じた各種支援を行う。



豊後高田市の昭和のまちなみ

2. 計画的な土地利用の実現(P44)

国における都市計画制度および農地政策の見直しに対応した要望活動を行うとともに、各地における計画的な土地利用の実施のための活動を支援する。

3. 大型店等の地域貢献活動等(P45)

地域貢献に関するガイドラインを持つ日本チェーンストア協会等の4団体加盟の大型店等の地域貢献への取り組み状況についてフォローアップするほか、ガイドラインを持たない業界団体へその策定を要請するとともに、自治体ガイドラインの策定に関する運動を支援する。

各地域において、大型店、地域商業者、自治体、商工会議所等からなる、共存共栄のまちづくりに関する意見を交換する「場づくり」を呼びかける。

4. 地域資源を活かした広域連携による国内観光の振興(P47)

各地の国内観光振興への取り組み状況等を定期調査するとともに、全国商工会議所観光振興大会などを通じてフィードバックし、質向上を図る。また、「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」を実施する。

5. インバウンド・アウトバウンド振興による国際観光交流人口の増加(P49)

各地のインバウンド観光振興などへの取り組み状況等を定期調査し、観光振興大会などを通じてフィードバックする。また、「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」を実施する(再掲)。

6. 地域中小企業製品等の国内外市場への販路開拓支援(P51)

地域中小企業の域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援のほか、農林水産物を含む地域資源を活用した新たな取組みの掘り起こしや地域ブランドづくりの支援を行うため、中小企業庁の補助事業「JAPANブランド育成支援事業」「地域資源 全国展開プロジェクト」を活用するとともに、地域中小企業の国際ビジネス振興も後押しする。

「JAPANブランド育成支援事業」については、年間40~50プロジェクト程度を、「地域資源 全国展開プロジェクト」については、年間90~100プロジェクト程度の支援を目指す。また、先進事例等の普及・PRを強化するとともに、プロジェクト等の効果等を調査し、事業の効率化、成功モデルの普及等を図る。

7. 企業立地促進・農商工連携支援・地域振興関連情報の発信(P52)

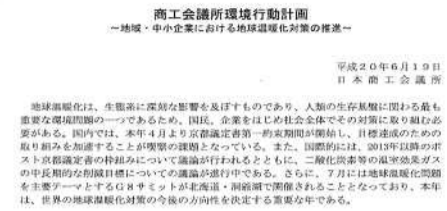
経済産業省、農林水産省などの施策を活用した各地の取組みを支援するため、関連日商サイトの掲載数・アクセス数を増加させることなどにより、積極的に情報収集・発信を行い、先進事例等の普及・PRを強化する。

地球環境問題への対応

日本商工会議所と各地商工会議所は、従来からさまざまな形で地球温暖化対策に取り組んできたが、これらを踏まえ、平成20年6月に策定した「商工会議所環境行動計画」により、商工会議所会員である中小企業等が、二酸化炭素の排出削減・吸収を中心とする地球温暖化対策に、継続的に取り組むことができるよう支援することにより、わが国が環境と経済を両立させ、環境立国として発展していくために貢献する。

1. 地域および中小企業等による地球温暖化対策の推進(P54)

「商工会議所環境行動計画」により、日本商工会議所は、各地商工会議所や会員中小企業等が地球温暖化対策に自主的に取り組むためのメニューを提示し、各地商工会議所は、それぞれの自主的な判断により、会員中小企業等による対策の計画を策定し推進する。全国かつ継続的に実施し、毎年その取り組み結果を集約して、フォローアップを行い、必要に応じて改善を加えながら実施していく。



新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

国民の世論を集約し、政策提言を行うため、民間事業者による自主的な経済団体として設立された商工会議所の存在意義や活動の成果を地域に対してしっかりと周知し、フィードバックすることが不可欠であり、商工会議所の役割や活動内容を広くPRするための全国キャンペーンを実施する。

また、地域の企業、行政、住民等の関係者が共有すべきビジョンや中期行動計画の策定を促進する。さらには、会員増強活動・全会員事業所訪問に取り組み、中期行動計画期間中(3年間)に、会員数を3年前の水準(総会員数145万、純会員数130万)に回復させ、組織基盤を強化する。

このほか、新たな会員サービス事業の開発・推進による財政基盤の強化、組織におけるコンプライアンス・危機管理の強化を図る。あわせて商工会議所の機能をより発揮するための組織のあり方等について、同一経済圏等の複数の商工会議所による広域連携、拠点商工会議所を中核とした複数の商工会議所の役割分担による広域連携、近隣商工会議所との合併、などを視野に含め、検討する。

これらの取り組みにより、補助金に過度に依存しない自主的な経済団体としての体制を整備し、積極的な政策提言活動の実施・実現を通じて存在価値を示し、それによって、地域から信頼され、評価される団体を目指す。

1. 商工会議所の役割や存在意義のより広い周知(P57)

記者会見などのパブリシティや機関紙「会議所ニュース」「石垣」の発行、ホームページ、ニュースファイルなどによる発信により、商工会議所の存在意義、活動の内容、成果等について積極的に周知する。

各地商工会議所の広報活動を支援し、全国的な「商工会議所」知名度アップを図る。この一環として「商工会議所を知ってもらう」(仮称)全国キャンペーンを実施する。

2. 各地商工会議所におけるビジョン作り、中期行動計画の策定等(P58)

中小企業支援や地域活性化等の諸事業に取り組む各地商工会議所が、地域の企業、行政、住民など関係者と共有し、活動の「道しるべ」となるビジョンや中期行動計画を策定するよう働きかけ、また、先事例の紹介等を通じて、その策定を支援する。

3. 会員増強による組織基盤の強化等(P59)

商工会議所会員数が7年連続で減少していることに対応し、各地商工会議所の会員増強の取り組みを支援し、中期行動計画期間中(3年間)に、会員数(平成19年3月末現在:総会員数141万、純会員数127万)について、平成17年3月末の水準(総会員数145万、純会員数130万)への回復を目指す。

4. 共済等をはじめ商工会議所の収益力強化等(P61)

各地商工会議所の収入源を拡大し、財政基盤を強化するため、共済・保険など新たな会員サービスにつながる事業について検討を進める。

5. コンプライアンス、危機管理の強化等(P62)

商工会議所運営におけるコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図ることを通じて、事業の合理的・効果的な実施と予算執行の適正化に努める。

災害等の不測の事態に際しても会員企業等の支援を行うことができるよう、商工会議所の危機管理の強化に努める。

6. 商工会議所および日本商工会議所の組織、事業、法制上の諸課題への対応(P63)

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、商工会議所および日本商工会議所の機能とその発揮のためにふさわしい組織のあり方等について、同一経済圏等の複数の商工会議所による広域連携、拠点商工会議所を中核とした複数の商工会議所の役割分担による広域連携、近隣商工会議所との合併、などを視野に含め、検討する。

7. 商工会議所職員の人材育成(P64)

商工会議所職員に必要な能力や専門知識を整理したうえで、日本商工会議所、ブロック商工会議所連合会、都道府県商工会議所連合会が役割分担して実施する各地商工会議所職員の研修体系・プログラムを策定して各種研修を実施し、人材育成を通じて商工会議所事務局の底上げを図る。

8. 商工会議所標準業務システムTOASの導入支援(P65)

平成20年度の中小企業庁施策において、マル経推薦手続きの電子化を含め経営支援情報のデータベースが構築されることになっており、各地商工会議所の標準業務システム「TOAS」(トータルOAシステム)が導入されていれば、同データベースへの円滑なアクセスが可能となる。このため、TOAS未導入の中小都市商工会議所でも導入しやすいよう、個々の商工会議所がサーバを維持管理せず、システム管理者を置かずに比較的安価に導入・運用できる「TOAS(ASPサービス版)」の普及を図る。

(その他)

特定退職金共済の適正な運営の確保と法的整備への対応(P66)

日本商工会議所表彰制度の拡充・活用促進(P67)

財団法人日本対がん協会との医産連携による地域健康支援モデル事業の推進(P68)

